

11 カウンター等

《基本的考え方》

- ・案内所等のカウンターは、車椅子使用者はじめ、誰もが円滑に利用できるよう配慮する。
- ・カウンターの高さ、蹴込み、下部の空間等について、車椅子使用者の利用しやすいものとする。

カウンター等	利用者の用に供するカウンター等を設ける場合においては、それぞれ1以上のカウンター等を車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。ただし、カウンターについては、常駐する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合においては、この限りでない。	ル カウンター等
--------	--	----------

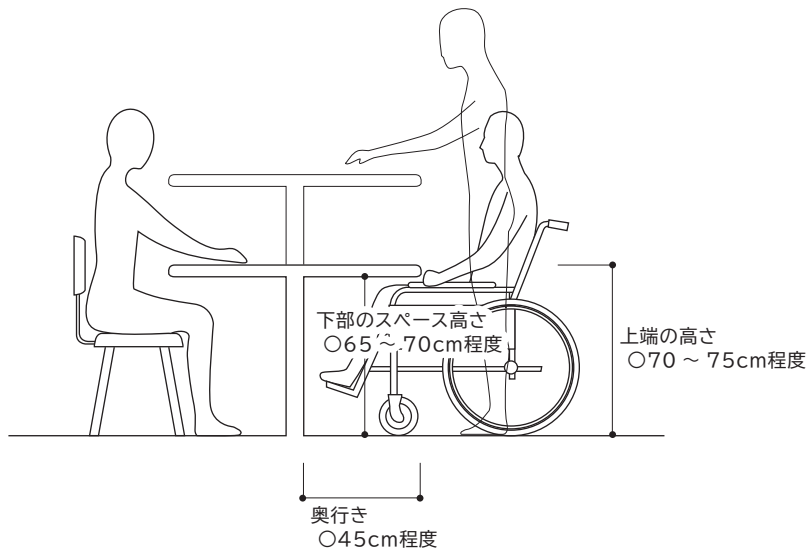
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【車椅子使用者用カウンター】車椅子使用者用カウンターの高さは、上端で70～75cm程度とする。下部には高さ65～70cm程度、奥行き45cm程度の空間を設ける。

《望ましい整備》

- ◇【立位用】立位で使用するカウンターは、身体の支えになるよう、床及び壁に固定し、必要に応じ手すりを設ける。
- ◇【音声以外の呼び出し】利用者の呼び出しを行うカウンターでは、音声による呼び出しのほか、聴覚障害者用に電光掲示板やバイブレーター機能付き呼び出し器を用意する。
- ◇【聴覚障害者対応】筆談等が可能な機器・メモを設け、利用できる旨の表示を行う。

《カウンターの例》



《改札口のカウンターの例》

